

全警協発第36号
令和2年2月25日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 福島 克臣

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた職場環境の整備について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁生活安全企画課長から当協会会長に対し別添文書のとおり協力依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

事 務 連 絡

令和 2 年 2 月 20 日

一般社団法人全国警備業協会

会長 中山 泰男 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた職場環境の整備について

新型コロナウイルス感染症に関しては、我が国でも感染者が確認されているところですが、令和 2 年 2 月 17 日、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症について、誰がどのような場合に相談・受診するかを目安を示した別添「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（以下「相談・受診の目安」という。）がとりまとめられました。

相談・受診の目安の中では、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」とされており、そのためには職場における理解が必要であり、職員が休みやすい環境の整備が重要と考えられます。

つきましては、貴団体及びその構成員におかれましても、感染予防のための手洗いや咳エチケットなど、通常の季節性インフルエンザと同様の予防策を励行するほか、本趣旨を踏まえた環境の整備を進めていただくとともに、感染拡大防止のため有効な対策と考えられる職場におけるテレワークや時差出勤の積極的な活用等について、特段の配慮をお願いします。

また、従業員の方々が発熱等の風邪症状があった場合に備え、相談・受診の目安を併せて周知いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。